

お知らせ

農地の売買や貸し借りの制度をご存知ですか

農作物を栽培するために田や畑を売買したり、貸し借りするには、農地法第3条の許可を受ける方法と、市の農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法）によってその地域の担い手（認定農業者等）に売買や貸借する方法があります。

農地を売買、貸し借りするには... 農地法3条の許可 または 農用地利用集積計画 農業者委員会事務局 (25) 85133

水道メーターの交換作業を行います

8年間使用した水道メーターは、法律で取り替えることが義務づけられており、毎年対象となるメーターを交換しています。

- ▼要領 ①交換は、高島市が委託した業者が行います。 ②作業員は、身分証明書と腕章を携帯しています。 ③作業の際は、宅地内に立ち入りません。 ④交換するメーターと作業の費用負担はありません。 ⑤交換時の立ち会いは必要ありません。 ⑥交換後は、水を少し流してからお使いください。

秋の全国交通安全運動

「子どもと高齢者の交通事故防止」「滋賀の交通マナー向上」を運動の基本として、秋の全国交通安全運動が展開されます。

- ▼運動期間 9月21日(土)～30日(月) ▼運動の重点項目 ①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止 ②すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

住宅・土地統計調査のお願い

10月1日を基準日として、住宅・土地統計調査が行われます。



この調査は近年、多様化している居住状況や少子・高齢化等、社会経済状況の変化を踏まえ、居住環境や耐震性・防火性、省エネルギー性といった住宅性能水準や土地の利用状況を明らかにすること、東日本大震災による転居や改修状況についての実態を把握することをねらいとしています。

9月上旬から10月上旬にかけて、滋賀県知事から任命された統計調査員が写真付の調査員証を身につけて、調査区内を巡回し、調査対象の世帯に、調査票を配布、回収しますので、ご協力をお願いします。

③飲酒運転の根絶

運転する人はお酒を飲んではいけません。また、周りの人は運転する人に飲酒をすすめてはいけません。

「ハンドルキーパー」とは、宴会などの際に、お酒を飲まない人をお酒を飲んだ人を自宅まで送り届ける人のことです。

「緑の募金」へのご協力ありがとうございました！ 市民の皆さんのご協力により、269万2,539円の募金が寄せられました。

緑の募金は、公益財団法人滋賀県緑化推進会により、苗木の配付など地域の緑化活動に役立てられます。

総務省統計局ホームページ 住宅・土地統計調査 http://www.stat.go.jp/data/yutaku/index.htm

琵琶湖の力で育てよう！ 水草たい肥 無料配布 滋賀県では、琵琶湖の栄養を吸収して育った水草を、かつてのように農地で有効利用するため、水草をたい肥化しています。

水草たい肥を無料で配布します。このたい肥を使って作物を植え付け、簡単なアンケートにご協力をお願いします。

配布場所 今津町今津南浜(市有地) ※この水草たい肥には、琵琶湖の貝殻やゴミ、石ころの他、雑草の種が入り込んでいることがありますので、ご了承ください。

視覚障がいのある方に「声の広報」「点字広報」をお届けしています 市では、視覚障がいのある方向けに、広報たかしまの一部を抜粋した「声の広報」「点字広報」を発行しています。

「売りたい！」旧国道沿い あなたの RECYCLE MART リサイクルマート安曇川店 TEL 0740-33-7620 引越前 生前 遺品 各種整理賜ります

屋外広告物クリーンキャンペーン 全国的な「屋外広告物適正化旬間」に合わせ、屋外広告物の適正化のために、県や市が主体となって屋外広告物クリーンキャンペーンを実施します。

- ▼実施期間 9月1日(日)～9月10日(火) ▼実施内容 ①屋外広告物法についての規制法令の普及啓発 ②道路路上等に掲出された屋外広告物法に違反する広告物(はり紙、はり札、広告旗または立看板等)の撤去作業 ③違反広告物は正の取り組み

その屋外広告物！ルールを守っていますか？ 屋外広告物キャンペーン